関自旅二第248号

認 可 書

岩瀬 次郎 殿

平成20年 3月28日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業(一人一車制個人タクシー)の運賃及び料金の変更は下記のとおり認可する。

なお、本認可の効力は、平成20年 5月 2日から生ずるものとする。

記

運賃及び料金				
1 距離制運賃				
(1)	距離制			
ア	特定大型車			
	初乗運賃	2 キロメートルまで		710円
	加算運賃	284メートルまでを増すごとに		90円
1	大型車			
	初乗運賃	2 キロメートルまで		710円
	加算運賃	284メートルまでを増すごとに		90円
ゥ	普通車			
	初乗運賃	2 キロメートルまで		710円
	加算運賃	284メートルまでを増すごとに		90円
(2)	時間距離併用制			
`テ゚		時速10キロメートル以下の走行時間につい	7	
		1分45秒までごとに	`	90円
1	大型車	時速10キロメートル以下の走行時間につい	7	
		1分45秒までごとに	_	90円
ウ	普通車	時速10キロメートル以下の走行時間につい	て	
		1分45秒までごとに		90円
(3)	深夜早朝割増	22時から5時まで		2 割増
2	時間制運賃			
ア				
	初乗運賃	30分まで	2,	800円
	加算運賃 大型車	30分までごとに	2,	800円
イ				
	初乗運賃	30分まで		800円
_	加算運賃	30分までごとに	2,	800円
ウ	普通車			
	初乗運賃	30分まで		800円
	加算運賃	30分までごとに	2,	800円
3 j	卯車回送料金		_	
回送距離について、1キロメートルを限度として実車扱いとする。				
	責及び料金の割引			
	障害者割引			1 割引
	遠距離割引	9,000円を超える金額について		1 割引
	用方			
	面のとおり			
	用する営業区域			
南	多摩交通圏			

平成20年 4月24日

関東運輸局長 安原敬



Ⅲ適用方

1 車種区分

車種区分は次による。

ただし、特殊なバンパー(衝撃吸収バンパー等)を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア 特定大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの

ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車) を除く。

イ 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち 排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるも ので乗車定員6名以下のもの、又は身体障害者輸送車(患 者輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員7名以上のも の

ウ普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち 排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもの で乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で 乗車定員6名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及 び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車(患者 輸送車、車椅子移動車)であって乗車定員6名以下のもの、 又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト 又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車 椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動 車。

2 距離制運賃

- (1) 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。
- (2) 運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。

ア 迎車回送料金積算機能

- (ア) 迎車回送距離が1キロメートルを超える場合は、1キロメートルを超えたときから実車扱いの機能が停止するものとする。ただし、実車走行となった場合は、初乗距離の残り1キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、初乗距離を超えたときから加算運賃が積算される機能を有するもの。
- (イ) 迎車回送距離が1キロメートル以内であるときは、実車走行となっても2キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、2キロメートルを超えたときから加算運賃が積算される機能を有するもの。
- イ 高速道路走行専用距離積算機能

高速自動車国道または自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター(時間停止) のみが積算される機能を有するもの。

- (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。
- (4)時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

ただし、次の区間は適用しない。

ア 迎車回送区間

- イ 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間(旅客の都合により車両を 待機させる場合を除く。)
- (5) 割増は、距離短縮方式とする。
- 3 時間制運賃
- (1)時間制運賃は、営業所(無線基地局を含む)において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。
- (2)時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。
- (3) 時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。
- 4 運賃及び料金の割引
- (1) 障害者割引は、次による。
- ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)に規定する知的障害者の療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)とし、当該手帳の提示があったときに適用する。
- イ 割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間(迎車回送区間を 含む)の運賃及び料金とする。
- ウ 運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記3 (2)により算出した運賃額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (2) 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額のうち9,000円と、これを超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- (3)障害者割引と遠距離割引が重複して適用される場合の運賃及び料金の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額を運賃メーター器表示額から減じた額とする。